

「医療、福祉における福祉レクリエーション・ワーカーの専門職性と成立要件の整理」

小池和幸（仙台大学）

I. はじめに

日本レクリエーション協会公認の福祉レクリエーション・ワーカーの養成がはじまって7年が経過した。それと平行して医療や福祉現場におけるレクリエーションサービスの実践例を随所で見られるようになった。しかし、国家資格としての位置づけのないこの資格は他の隣接するこの分野の専門職種と比べるとその専門職性において一般化されていない部分が多いように思われる。本研究は福祉レクリエーション・ワーカーと隣接する専門職（特に社会福祉士・ソーシャルワーカーを中心に）成立要件の枠組みを基盤にし、福祉レクリエーション・ワーカーの専門職としての成立要件、及び国家資格化への可能性、専門職養成教育上の課題を示すことを目的とする。

II. 研究の方法

①社会福祉士・ソーシャルワーカーの専門職種としての成立要件の整理。②医療、福祉領域で既にレクリエーションの専門職として働いているワーカー（6ケース）の仕事（役割）分析（質問紙及び聞き取り調査）

III. 日本のレクリエーション指導者養成の変遷（福祉レクリエーション・ワーカー養成に焦点をあてて）

日本のレクリエーション指導者養成は国民が健康で明るい文化的な生活を営むことができるように、日本レクリエーション協会が1951年（昭和26年）にレクリエーション運動の核として「レクリエーション指導者」の養成と検定制度を確立したのが始まりである。1987（昭和62年）の「社会福祉士及び介護福祉士法」制定は、レクリエーションの環境を一変したといってもよい。介護福祉士教育現場におけるレクリエーション教育のあり方や実際の医療、福祉現場におけるレクリエーション援助の試行錯誤が続く中、この領域におけるレクリエーション支援の具体的な考え方や方法論を検討し専門家の養成課程の作成を目的に、1992（平成4）年、日本レクリエーション協会に「福祉レクリエーション・ワーカー研究開発プロジェクト」が編成された。その結果、2年後の1994（平成6）年に「福祉レクリエーション・ワーカー資格制度」が誕生し、通信教育課程と課程認定校による、その養成が始まった。

IV. 福祉レクリエーション・ワーカー養成課程と実際

福祉レクリエーション・ワーカーは施設職員などの現職者を対象とした「通信教育課程」と大学、短大、専門学校等のカリキュラムに組み込まれて養成する方法（課程認定校）で養成される。2002年（平成14年）4月現在の福祉レクリエーション・ワーカー資格取得者総数は約6000人である。認定校は2002年度（平成14年度）で48校（4年制大学6校、短大15校、専門学校27校）となっている。

V. 専門家、専門職種の定義（職業としての枠組み規定のために）

フレクスナー（A.Flexner）は、医学を完成させた専門職のモデルとして以下にあげる「専門職の6基準」を示した。①学習される性質、②実践性、③自己組織化へ向かう傾向、④利他主義的であること、⑤責任を課せられた個人であること、⑥教育的手段をこころにこめて伝達可能な技術があること。

日本においては、1980年代後半に社会福祉士の国家資格法制化に向けて根拠となる体系的

学問が必要とされ、フレクスナー的思考が取り込まれた形となった。わが国における社会福祉士の専門性は、日本社会事業大学社会事業研究所によって作成された「社会福祉士の職業倫理と専門性」の中の「基礎知識（関連知識・一般教養）」、「専門知識（各種社会福祉制度・関連分野に関する知識）」、「専門技術（社会福祉援助技術）」、「倫理（人権擁護・自立援助・守秘義務）」をピラミッド状に構成した図は現在も大きな影響力を持っている。

VI. 福祉レクリエーション・ワーカー養成カリキュラムにみる福祉レクリエーション・ワーカー像（福祉レクリエーション・ワーカーの仕事）

福祉レクリエーション・ワーカーの専門技術、知識の具体的な内容を拾い上げると以下のようになった。①個別レクリエーション援助、②グループを介したレクリエーション援助、③イベントプログラム、④社会資源の活用、⑤対人援助技術（コミュニケーション技術）、⑥レクリエーション活動分析、⑦レクリエーション財の開発・アレンジ、⑧レクリエーションアセスメント、⑨レクリエーション計画、⑩レクリエーション実施、⑪レクリエーション評価、⑫グループづくり・運営。以上 12 項目である。

VII. 調査結果及び考察

フレクスナーの属性モデルを使って、6 ケースから窺えるレクリエーション・ワーカーとしての専門職性について、検討を試みる。①学習されうる性質および②実践性については該当される。③自己組織化へ向かう傾向については現時点での動きはみられていない。④利他主義的であることについては、十分に社会的な役割を果たしている。また、使命感も窺えた。⑤責任を課せられた個人については施設側、個人ともに認識されている。⑥教育手段をこうじることにより伝達可能な技術があるについては、個別レクリエーション援助、グループレクリエーション援助、イベント等それぞれについて、教育訓練による技術伝達は可能であると思われる。

（表 1）（表 2）

表 1 6 人のレクリエーション専門職のワーキングスタイル

<p>ケース：Aのワーキングスタイル 34歳・女性／CTRS／病院：介護部</p>
<p>仕事内容：治療としてのレクリエーション援助志向がうかがえる、1対1のレクリエーション援助、グループレクリエーション援助を中心に実施、セラピューティックレクリエーションの考え方を中心にプログラムを展開、援助に使用しているレクリエーションアクティビティは、体操、軽スポーツ、クラフトなど比較的多彩、援助ツールとしてのアセスメント、計画、評価・記録用紙などの作成などの試行中、病院内ではレクリエーションセラピストとしてはたらく</p>
<p>ケース：Bのワーキングスタイル 29歳・女性／TRS（CTRS暫定）／病院：介護部</p>
<p>仕事内容：ほぼケースAと同様</p>
<p>ケース：Cのワーキングスタイル</p>
<p>28歳・女性／レクリエーションサービス課リーダー／有料老人ホーム：レクリエーションサービス課 仕事内容：行事中心のレクリエーション援助志向がうかがえる、日常おきまりのティータイムや体操を除くと日常生活に自然にある買い物やドライブなど援助、季節感を楽しむイベントの援助が中心、施設の装飾も含む快適環境の支援も実施、個別のレクリエーション支援の方向性について示唆されているが今後の課題</p>

実施、②「余暇生活」への働きかけ、③「健康な生活」への働きかけ、④イベントのマネジメント。

専門職成立要件については、①から④についての技術・知識の一般化及びシステム化、マニュアル化の推進及びレクリエーションの健康生活への貢献要素の抽出、臨床データの蓄積である。

今後の課題としては、専門職種としての職能団体の早期組織化及び福祉レクリエーション・ワーカーの倫理綱領の策定が急がれる。福祉レクリエーション・ワーカーの仕事を公に知らしめるためには研鑽したことを公表し社会的な評価を受けるシステムを構築することが必要不可欠である。

VIII. おわりに

福祉レクリエーション・ワーカーの専門職としての成立要件を具体的に示すべく研究を開始したが、具体的な要件を抽出するに至らなかった。福祉レクリエーション援助の基本的なスタンスは生活支援にある。福祉レクリエーションワークが公的なサービスとしての認識を得るには、根本的にその生活支援に対する同意形成がなされることが重要であると痛感した。「余暇生活」が「基礎生活」や「社会生活」同等の価値のある生活との認識が一般的な常識のレベルあれば、福祉レクリエーションワーク、及びレクリエーション専門職の存在価値も説明できよう。

< 文 献 >

- 1) 小池和幸(1993) 老人施設とレクリエーションケア. 竹内孝仁編著 明日の高齢者ケアNO7 施設のケアスキル. 中央法規:東京. p 241-262
- 2) 京極高宣(1998) 新版日本の福祉士制度. 中央法規:東京.
- 3) 奥田いさよ(1992) 社会福祉専門職性の研究. 川島書店:東京.
- 4) 一番ヶ瀬康子他(1990) シリーズ福祉教育 社会福祉の専門教育. 光生館
- 5) 黒田浩一郎(2001) 医療社会学のフロンティア 現代医療と社会. 世界思想社:京都.
- 6) 浮田千枝子(1994) 日本における・レクリエーション・ワーカーの養成. OTジャーナル 28 (11) 三輪書房 p 1089-1092
- 7) 芳賀健治(1994) アメリカにおけるセラピューティックレクリエーション・スペシャリストの養成. OTジャーナル 三輪書房 28 (11) p 1082-1087
- 8) 余暇生活・レクリエーション総合研究所(1997) Leisure&Recreation 自由時間研究 特集 福祉レクリエーション援助の可能性. 日本レクリエーション協会
- 9) 堀田哲一郎(2001) アメリカのセラピューティックレクリエーション専門職団体による立方運動の展開. レジャー・レクリエーション研究: 44 p 19-25
- 10) 南彩子・武田加代子(2000) 医療ソーシャルワーカーの職務の特徴ーアイデアルイメージと実践的意識の比較ー. 社会福祉学』41-1 (62) p 111-119